

川西市家屋評価システム導入・運用業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

川西市
総務部資産税課

1 業務概要

(1) 業務名

川西市家屋評価システム導入・運用業務

(2) 業務目的

この要領は、「公募型プロポーザル方式」により、川西市家屋評価システム導入業務委託に係る業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

(3) 業務内容

詳細は別途提供する「川西市家屋評価システム導入・運用業務仕様書」のとおりとする。

(4) 業務場所

川西市役所 2階 資産税課内

(5) 業務期間

構築期間: 令和8年9月30日まで

運用期間: 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

(6) プロポーザル方式による理由

選定に際しては、価格比較のみならず、システムが本市の実情に適していることが重要であり、企画力、技術力、創造性、専門性及び実績等を総合的に評価し、受託候補者を決定する必要があるため。

2 予算(提案限度額)

本件における提案の上限額は次のとおりとする。なお、この金額は、本業務を遂行する上での概算経費を示すものであり、予定価格とするものではないことに留意すること。

導入・運用保守の総額 15,478,000円 (消費税及び地方消費税を含む。) とする。

なお、各会計年度の上限額は次のとおりとする。

令和 8 年度 8,723,000 円、令和 9 年度 2,702,000 円、令和 10 年度 2,702,000 円、

令和 11 年度 1,351,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は、システム構築費、研修費、他システムとの連携費、ネットワーク構築費、その他導入作業費、システム使用料・保守料、ハードウェア・ソフトウェア保守費、運用支援費、機器調達費等の合計上限額である。

3 参加資格

本業務の企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)がなされていないこと。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)がなされていないこと。

- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者(申立てが予定されている者を含む。)でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 県内の自治体に対して、家屋評価システムパッケージ製品の導入実績があること(本稼働しているシステムであり、開発中及び仮稼働中の実績は含まないものとする。)
- (7) 次に掲げる資格を保有するものとする。
- (ア)情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC 27001)
 - (イ)プライバシーマーク(JISQ15001)
 - (ウ)品質マネジメントシステム「(ISO 9001)
 - (エ)ISMS クラウドセキュリティ(ISO/IEC 27017)
- (8) 次のア～オまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- (ア)役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (イ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は、第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (エ)役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は、便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (オ)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 実施スケジュール

年 月 日	実 施 事 項
令和8年6月16日 (火) 午後5時まで	質問書の受付
6月19日 (金)	質問に対する回答の公表日
6月23日 (火) 午後5時まで	参加申込書の受付
6月30日 (火) 午後5時まで	企画提案書の受付

7月上旬から中旬予定	プレゼンテーション審査
7月中旬予定	審査結果の通知
7月下旬予定	契約締結等に向けた打合せ

※各実施日については、事務の都合により変更となる可能性がある。

6 質問書の受付及び回答

本公募型プロポーザルに関する質疑及び回答については、次のとおり質問書を提出すること。

(1)提出書類

質問書(様式7)

(2)提出期限

令和8年6月16日(火) 午後5時(必着)

(3)提出先及び提出方法

提出先 総務部 資産税課

提出方法 電子メール kawa0013@city.kawanishi.lg.jp

電話番号 072-740-1133

※電子メール送信後に、未受信を防止するため、必ず資産税課まで送信した旨を伝えること。

なお、電話や窓口での口頭による質問は受け付けないこととする。

(4)回答方法

市ホームページに掲載する。なお、質問がなかった場合はその旨を記載する

(5)回答日

令和8年6月19日(金)

7 参加申込書の提出

(1)提出期限 令和8年6月23日(火) 午後5時まで

(2)提出書類

(ア)参加申込書(様式1) 1部

(イ)会社概要書(様式2) 1部

(ウ)業務実績書(様式3) 1部

(エ)実施体制(様式4) 1部

※外部の協力を受ける場合は、協力企業名等を記載すること。

ただし、統括責任者については参加申込事業者の従業員とする。

(オ)資格証明書の写し 1部

(3)提出先

〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号
川西市総務部資産税課 担当 松田・森本
電話番号 072-740-1133

(4)提出方法

持参または郵送(必着)による。

※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが確認できる方法をとること。

(5)参加資格審査

参加資格審査を行い、要件を満たしていると認められるときは、事業者の参加資格を認定するものとする。なお、審査の結果、要件を満たしておらず、事業者の参加資格を認定しない場合は、その旨を通知する。

(6)参加表明後の辞退

参加申込書提出後、参加を辞退する場合は参加辞退届(様式6)を提出すること。

なお、参加辞退後はいかなる理由があっても再申込は認めない。

8 企画提案書等の提出

(1)提出書類 次のとおり

名称	様式	部数	備考
企画提案書	様式 5	正本 1 部 副本 7 部	正本の表紙(様式 5)に代表者印を押印すること。
見積書	様式 8-1 様式 8-2	正本各 1 部 副本各 7 部	正本の表紙(様式 8-1)に代表者印を押印すること。 ソフトウェアに関する全費用、ハードウェア及び設置等に関する全費用について、いずれも仕様書の要件を満たし安定稼働のため必要と思われる経費を明示し、記載すること。
機能仕様書	別紙 2 別紙 3	正本 1 部 副本 7 部	表には以下のとおり対応状況を記載。なお、必須要件については、対応不可は認めない。回答欄は以下の項目で該当箇所に○を入力する。 対応：パッケージシステムで対応備考欄に詳細・金額を記載するとともに、見積書にも積算すること。 代替：カスタマイズで対応可能(備考欄に詳細・金額を記載するとともに、

			見積書にも積算すること。 対応不可：対応することができない場合
電子媒体	任意	1部	上記のデータをDVD等に記録して提出すること。

(2)提出期限 令8年6月30日(火)午後5時

(3)提出先 前記7(3)と同様

(4)提出方法

持参又は郵送、メール便のいずれかの方法で提出すること。郵送による場合は、当日消印有効とする。また、受け取り日時及び配達されたことが確認できる方法をとる。

(5)企画提案書作成要領

(ア)企画提案書記載項目

仕様書に基づき下記に示す項目を記載し、企画提案書を作成すること。

項目	内容
1 提案の基本方針	当市の状況を踏まえた上で、本業務の目的と仕様書の内容を考慮し、最大限の成果とできるような方針を明確に記載すること。
2 工程計画についての考え方	システム構築から運用開始までの工程及び実施体制を具体的に明記すること。
3 システム構築の考え方	本業務で構築するシステムの目的を考慮し、当市の実情に即したシステム構築であることを明記すること。また、システムの作図機能、評価計算機能、帳票出力機能について明記すること。
4 品質保証、個人情報セキュリティ	本業務の作業中でのハード面とソフト面に関する情報セキュリティ対策方法などを明記すること。
5 運用・保守サポート	提案システムの全ての構成要素にかかる運用・保守サポートについて、問い合わせ(ヘルプデスク等)、障害対応、機能改善(バージョンアップ)対応等を記載すること。
6 独自提案	本業務遂行にあたり、提案者が有している知見やノウハウ等があれば記載すること。

(イ)記載方法

- ・用紙のサイズはA4版とし、横置き横書き、文字サイズは10.5ポイントから12ポイントとすること。
- ・ア記載の各項目について、A4用紙で換算し、30ページ以内で作成すること。また、両面印刷を基本とすること。
- ・記載内容は全て日本語で作成し、図や表を用いて分かりやすい解説を行うこと。なお、情報処理に関する用語の表記については、日本産業企画(JIS)の規定を参考にすること。

(6)留意事項

- (ア)本公募型プロポーザルに関する説明会は実施しない。
- (イ)提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- (ウ)提出後における記載内容の追加及び内容の修正は原則認めない。提出書類の作成に当たっては、誤字・脱字に留意すること
- (エ)提出された企画提案書等は返却しない。
- (オ)提出された企画提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。
- (カ)企画提案書等は、川西市情報公開条例(平成4年川西市条例第8号)及び川西市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年川西市条例第42号)により非公開とすべき箇所を除き、公開することがある。
- (キ)郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

9 プレゼンテーション審査

システムの選定にあたっては、別に定める「川西市家屋評価システム選定プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき設置する審査委員会において、審査及び評価を実施し決定する。

(1)審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法によりプレゼンテーションを実施し、川西市家屋評価システム選定プロポーザル審査委員会が審査を実施する。

(2)審査日時及び場所

日程については、7月上旬から中旬に実施。実施場所を含めた詳細について別途指示するものとする。

(3)所要時間

準備10分、プレゼンテーション30分(説明及びデモンストレーション)、質疑応答10分、撤収10分

(4)プレゼンテーション留意事項

- ・企画提案書の内容について、追加提案や追加資料の配付は認めない。
- ・プレゼンテーションは、一般非公開とする。
- ・企画提案書の説明とシステムデモの時間配分は自由とする。

(5)参加人数

- ・5名以内とする。
- ・実施体制(様式4)に記載した協力企業の参加も可とする。

(6)評価方法

別紙4 評価基準のとおりとする。

(7)候補事業者の選定

候補事業者の選定は、企画提案の内容、業務の工程や実施体制などを総合的に判断し、審査実施要領に基づき審査委員会の各審査委員が別に定める評価基準により評価した点を合計して行うこととする。最も評価点の高い提案事業者(以下「最高得点者」という。)を審査委員会の合議の上、候補事業者として選定する。なお、最高得点者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決め、候補事業者を決定する。

(8)その他

プレゼンテーションにあたり、機器等必要な場合は以下のとおりとする。

1. スクリーン及びプロジェクターは、市が用意する。
2. プロジェクターのケーブルはHDMIケーブルとし、提案者が用意すること。
3. パソコン及びその他必要機器類は、提案者が用意すること。

10 審査結果

(1)通知方法

事前に企画提案書を提出し、内容及び作図・評価計算機能のデモンストレーションを審査実施要領に基づき審査を行い、最も点数の高かった事業者を候補者とする。なお、全提案者に対して審査結果を書面にて通知する。

(2)通知時期

令和8年7月中旬

(3)審査結果の公表

審査過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、候補者以外の参加業者の順位及び評価点については、業者名を特定できないようにして公表する。

(ア)選定システム事業者の名称

(イ)評価点

11 情報公開及び提供

市は、企画提案書等について、川西市情報公開条例(平成4年川西市条例第8号)の規定による請求に基づき、第三者に公開できるものとする。ただし、企画提案者の利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があり、候補者選定に影響を及ぼす恐れがある情報は、審査後の公開とする。

12 その他留意事項

その他事項の取扱いは、次のとおりとする。

(1)費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費はすべて提案者の負担とする。また、やむを得ない理由により、プロポーザル競争を中止する場合においても、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。

(2)失格事項

次のいずれかに該当した場合、その者は失格とする。

(ア)参加資格要件を満たしていない場合

(イ)提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ)実施要領等で示した、提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類があった場合

(エ)特別な理由なくプレゼンテーションに遅刻した場合

(オ)審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

(カ)見積書の金額が、「見積書(様式8-1,8-2)」を超過した場合

(3)著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、採用事業者が作成した企画提案書等の書類について、市が必要と認めた場合、市は、候補者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)できるものとする。

13 問い合わせ先

川西市総務部資産税課 松田、森本

住所:〒666-8501

兵庫県川西市中央町12番1号

電話:072-740-1133(内線2242)

E-mail:kawa0013@city.kawanishi.lg.jp